

介護予防支援事業所「地域包括支援センター山の下」に係る改善事項について

平成31年2月21日に開催された本委員会での「地域包括支援センター山の下」の介護予防支援事業の指定に係る指摘事項について、以下のとおり対応を行いました。

1 申請者及び事業所

申請者	名称	セコム上信越株式会社
	主たる事務所の所在地	新潟県新潟市中央区新光町1番地10
	代表者の職名・氏名	代表取締役 竹田 正弘 <small>たけだ まさひろ</small>
事業所	名称	地域包括支援センター山の下
	所在地	新潟市東区秋葉1丁目1番15号
	管理者	小山 寿雄 <small>こやま としお</small>
	通常の事業の実施地域	東区（山の下圏域）

2 指摘内容

当該地域包括支援センターは、事業所内に居宅介護支援事業所及び訪問介護事業所が併設されているが、事務机が近く、パーティションなどによって区切られていないことから、利用者の個人情報の適切な管理について懸念がある。また、受託法人による自社系列の事業所へのサービス利用の誘導など、公正中立性についての懸念がある。

3 指摘事項への対応

(1) 個人情報の適切な管理について

介護予防支援事業所の指定に当たり、以下の事項について指導を行いました。

- ・個人情報の保護のため、地域包括支援センターの机と他事業所の机との間にパーティションを設置するなどの対応を行うこと。
- ・離席の際はファイル等を机上放置せず、その都度専用の書庫に格納し施錠するなど、事業所内においても個人情報の取り扱いに留意すること。

(2) 公正中立性の確保について

居宅介護支援事業所への委託状況については、定期的に調査を行い、介護保険事業等運営委員会にて報告しているところですが、引き続き、特定の事業所に利用が偏ることのないよう、サービス利用状況の把握に努め、適切な指導を行っていきます。

4 事業所の対応状況

平成31年3月12日、現地にて、地域包括支援センターの机と訪問介護事業所の机との間にパーティションを設置したことを確認しました。